

# 札幌市缶売払い、要綱

令和3年11月29日 環境局長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、びん・缶・ペットボトル収集事業において選別・保管された缶を適正に売却することによって、清掃事業を効率的に行う上での自主財源を確保するとともに、再生資源としての有効利用を図ることを目的とする。

2 缶を売却するに当たっての取扱いについては、札幌市契約規則等関係法令に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において「缶」とは、「スチール缶」及び「アルミ缶」をいう。

2 この要綱において「スチール缶」及び「アルミ缶」とは、容器包装リサイクル法に基づく保管場所として指定された資源選別センターにおいて、プレス加工されたものをいう。

## (売払いの条件)

第3条 缶は、個人又は法人であって、次の各号に定める条件のすべてを満たすことのできる者に売却するものとする。

- (1) 缶を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できる者に引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。
- (2) 本市が予定する缶売却量を、資源選別センターから確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。
- (3) 缶の取扱いに関し法令上必要な資格を有していること。また、缶の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

(売払い条件確認申請)

第4条 缶の買取りを希望するものは、事前に、前条の売払い条件に適合することを証明する書類を添付して、缶売払い条件確認申請書(様式1)を市長に提出するものとする。

(売払い条件確認通知)

第5条 環境事業部長は、前条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、第3条の条件に適合すると認められるものに対して、缶売払い条件確認通知書(様式2)を交付する。なお、売払い確認通知書は、当該年度に限り有効とする。

(売却先及び価格の決定)

第6条 売却先及び価格は、一般競争入札により決定する。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い契約)

第7条 契約は、前条により決定した売却先と締結するものとする。

2 契約期間は、原則として1月単位とする。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い量の確認)

第8条 缶の売却量は、契約期間中に市内2か所の資源選別センターから搬出される量とし、その搬出量は、当該施設の計量所において計量した後、契約者にあつては計量伝票により、本市においては計量データにより確認するものとする。

(売却代金の徴収及び納入の期限)

第9条 循環型社会推進課長は、前条に基づき算定した缶売却代金を調定し、納入通知書を契約者に送付する。

2 売却代金の納入期限は、納入の通知をする日から20日(当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、順次繰り下げた日)とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境事業部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

## 缶売払い条件確認申請書

年 月 日

札幌市長

(申請者)

住 所

企業名

代表者

印

記

1 対象品目 (希望する資源物の番号を○で囲ってください。)

(1) スチール缶プレス

(2) アルミ缶プレス

2 添付書類

	添 付 書 類
ア	金属くず回収業許可証 (写)
イ	再資源化を行う業者の納入証明書、納入契約書等
ウ	大型免許証 (写)、車両車検証 (写)
エ	労働安全衛生法による技能講習修了証 (写)
オ	貯留場所を確認できる図面等
カ	道・市民税納税証明書
キ	財務諸表 (直近2期分)
ク	競争入札参加資格認定通知書 (写)
その他	

※ 当該申請に係る対象期間は、 年度分 ( 年 月分まで) となります。

(担当者) \_\_\_\_\_

(連絡先) 電話 :

FAX : \_\_\_\_\_

備考 本様式は電子メールによる提出 (押印不要) を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

札幌循環第 号  
年 ( 年) 月 日

(申請者) 様

札幌市環境局環境事業部長

## 缶売払い条件確認通知書

年 月 日付けで確認申請のありました標記の件について、審査の結果、貴社が札幌市缶売払い要綱第3条に規定する売払い条件を有していることを確認しましたので、通知します。

### 記

#### 1 確認通知書の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ ただし、札幌市缶売払い要綱第3条に規定する売払い条件を満たさなくなった時点でその効力は失われる。